

危機管理マニュアル

福山市立日吉台小学校

1 福山市立日吉台小学校 危機管理マニュアル

【目的及び法的根拠】

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害の被害を最小限に抑え、児童及び教職員の安全を確保するために学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震災対策の推進に関する特別措置法等に基づき、防災に関する事項について記載する。

なお、本校は土砂災害想定区域にて、水防法第15条の3第1項及び土砂災害防止法に基づき、大雨・洪水・地震に伴う土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする「避難確保計画」としても位置付けるものである。

【学校における危機管理とは】

事故の要因となる学校環境や子どもの学校生活における行動などの

①危険を早期に発見・予測し、

それらの②危険を速やかに除去するとともに、

③事件・事故が発生した場合に適切な措置がとれるような体制の確立を図り、

教育活動を円滑に実施し、児童がのびのびと生活できるようにする営みである。

【危機管理対応の原則】

原則1 児童の生命の尊重・人権の尊重を考えて対応にあたる。

原則2 校長を中心とした学校体制で、共通理解のもと、協働で対応にあたる。

状況の把握

的確な判断

迅速な対応

報告・連絡

【危機管理の取り組み】

(1) 安全教育と一体的に進め、「安全文化」の創造をめざす。

(2) 事前・事後の危機管理体制を整備し、実践する。

(3) 多面的側面から危機感理を包括的に進める。

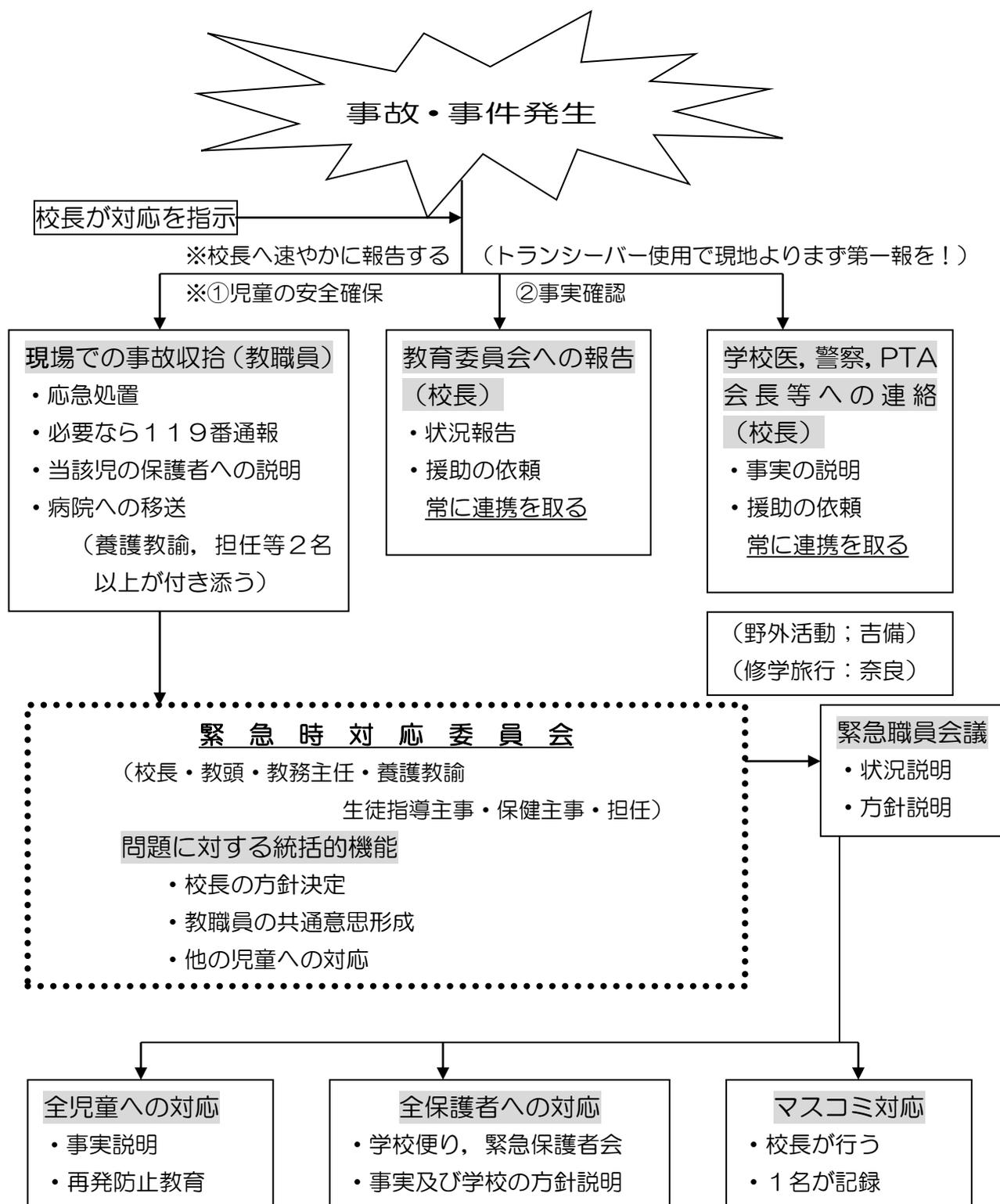
(4) 危機の際に機能する教職員の役割分担を明確化する。

(5) 家庭や地域との連携を深め、ネットワークづくりを進める。

全教職員が、この『危機管理マニュアル』を熟読し、共通理解のもと、事態への対応が十分行っていくことができるようにするとともに、対応の一本化を図る。

このことが『信頼される教師』『信頼される学校』へとつながる。

2 事故・事件発生時の緊急対応体制



※ 事故報告書・・・発生から経過, 取り組み, 関係機関との連携経過などを時系列で記録しておく。(教頭)

3-1 緊急通報システムの管理・運用

管理について

トランシーバー・充電器・携帯用ポシェットの管理は各自が責任を持って行う。

- ・ 適宜、充電を行い、常に使える状態にしておく。
- ・ 児童在校中は、常に携行する。
- ・ 保管は職員室で行う。
- ・ 故障した場合などはすみやかに届けでる。

使用について

- ・ 操作に慣れるため（緊急時の連絡が迅速に行われるよう）にも日常的に使用する。
子機と子機での連絡、安全確保のための一斉放送など
校区内での校外学習に利用
- ・ 緊急通報システムを利用した各種訓練を行う。
（不審者対応・火災対応・地震対応など）

覚えがき

- AL・・・一斉放送
- －0・・・校内放送
- －1・・・子機への一斉送信

- 00・・・校長
- 01・・・教頭
- 02・・・養護教諭
- 03・・・事務室

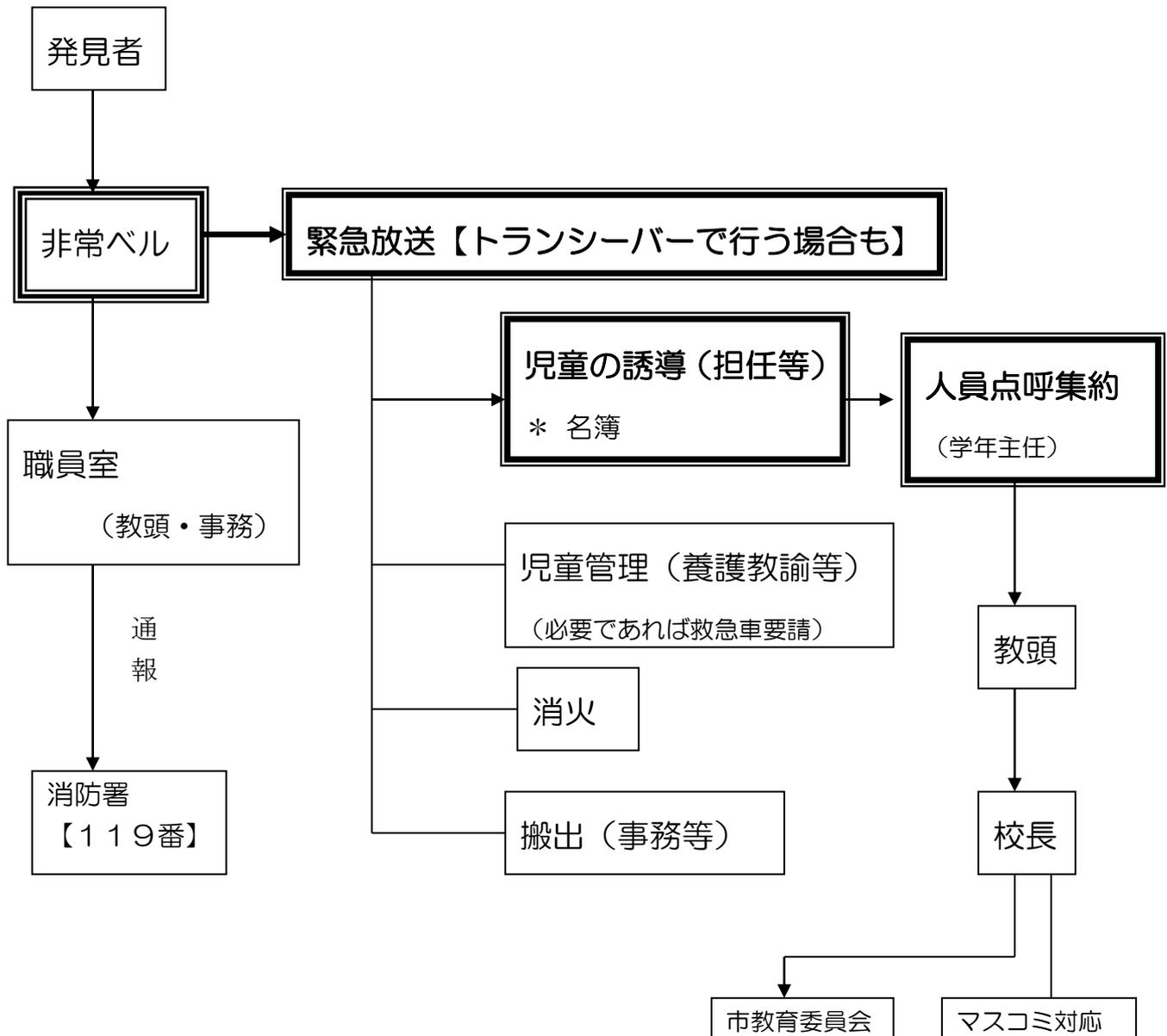
緊急時

- 機能（緊急）ボタンを押し続ける
- 緊急信号が送られる（発信元の確認）
- 機能（緊急）ボタンを離す
- ALL・・・校内放送ができる。
（緊急場所と状況の放送をする）

子機同士の通信

- ①番号選択上下ボタンで相手の個別番号を選択する
- ②横のPTTボタンを押さえる→押さえたまま
- ③トランシーバーマークが点滅したら、話す
- ④話し終わったら、PTTボタンを離す
（ボタンを押したままだと相手の声は聞こえない）
- ⑤相手の声を待つ

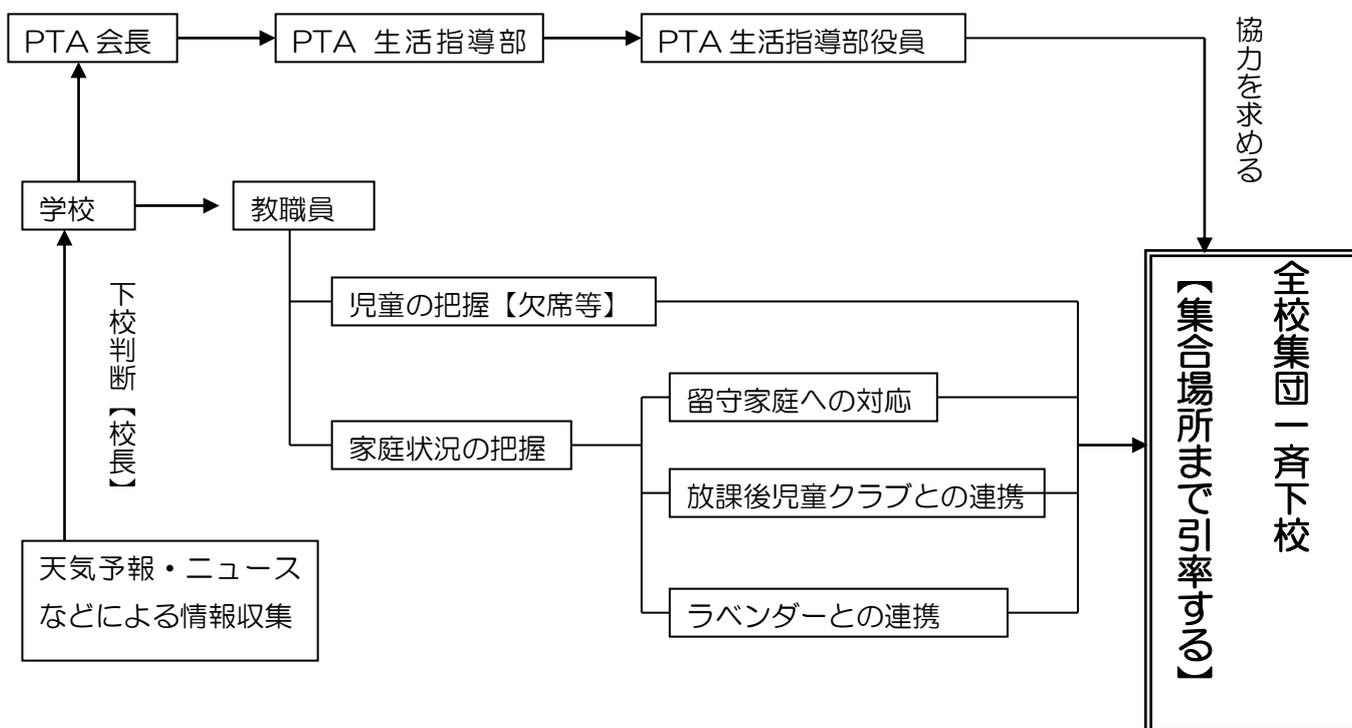
3-2 火災発生時の対応マニュアル



- 1 避難場所は、運動場の南側2か所（東・西）とする。
- 2 避難経路は、火災発生場所より遠いところを考える。
【様々な発生場所を想定し、日頃より考えておく】
- 3 児童誘導状況・避難状況についてトランシーバーで連絡を取り合う。
- 4 自分の業務については、防火防災警備計画で確認しておく。

3-3 風水害（台風等含む）発生時の対応マニュアル

○授業途中で下校させる場合



- 1 学校より各地域の生活指導部役員などと連絡をとり，地域の状況を十分把握する。
（状況によっては下校路を変更させる。）
- 2 留守家庭への連絡は担任，放課後児童クラブ・ラベンダーへの連絡は教頭が行う。
- 3 地域担当は人員点呼を確実にを行う。
登校班長への指導を行う。
集合場所まで送る。
帰校後，直ちに教頭に報告する。

1 風水害、土砂災害への対応（台風接近時の対応について参照）

（1）風水害への対応

- ① 翌日あるいは、早朝に暴風圏内に入ることが予想された場合
教育委員会、小・中校長会、学区での判断により→臨時休業
- ② 午前6時の段階での判断
警報発令→教育委員会、小・中校長会、学区での判断により→臨時休業

（2）土砂災害への対応

がけ崩れ、地滑り、土石流いずれの危険箇所では災害が発生した場合は、天候と併せて判断する。次の点を配慮する。

- 登下校路の危険箇所 ○川の水位 ○用水路の水位

2 大雨による水害への対応

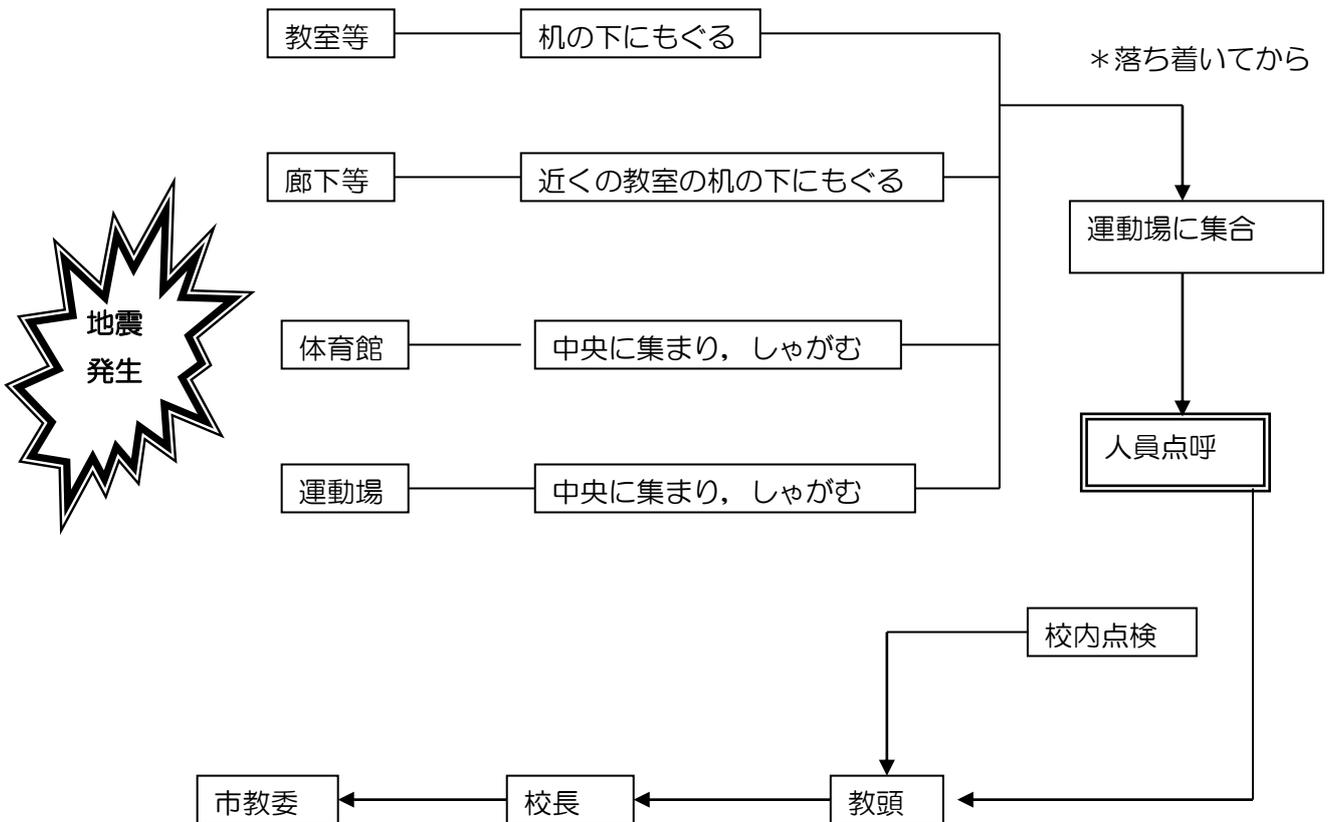
（1）洪水、浸水への対応

特別警報または、警報が発令された段階で、児童の安全確保を優先する。天候を見ながら判断し、必要に応じて学校からのメール配信によって、登校前は自宅待機、登校後は学校待機を連絡する。学校待機後は、天候が回復次第、集団で見守りながら下校をする。

（2）下校困難時への対応

特別警報または、警報が発令され下校が困難と判断される場合は、「引き渡し手順」に沿って、保護者等に迎えを依頼し、児童を直接保護者等に引き渡す。

3-4 地震発生時対応マニュアル



- 1 火（調理実習中など）を使っている場合は、まず火を消す。
- 2 頭を守ること、姿勢を低くすることを徹底する。【頭をかかえてしゃがむ】
- 3 窓や蛍光灯の下からはなれる。
- 4 本箱やロッカーなどが倒れるおそれのないところへ避難する。
- 5 地震が落ち着いたら、担任が安全確認をしながら誘導し、運動場中央に避難する。
- 6 避難後、人数確認したら学年主任 → 教頭に報告 → 校長に報告
- 7 全員の安全が確認できたら校内の点検を行う。
危険箇所の把握。 → 教頭に報告 → 校長に報告
- * 設備備品等亡失毀損報告書の提出
- 8 校舎内の安全が確認できたら児童を教室に誘導する。

3-5-1 避難確保マニュアル

- (1) 福山市で想定される南海トラフ巨大地震の規模はM9.1、最大震度6強、揺れの持続時間4分間、津波の影響が出るまでの時間13分後、津波の最大波到達時間、約4時間30分後津波の最高水位3.3mである。

(添付資料 FUKUYAMA CITY TSUNAMI HAZARD MAP より)

- (2) 日吉台小学校事故・災害対策本部

校長を統括管理者とし、次の任務分担により日吉台小学校事故・災害対策本部を設置する。

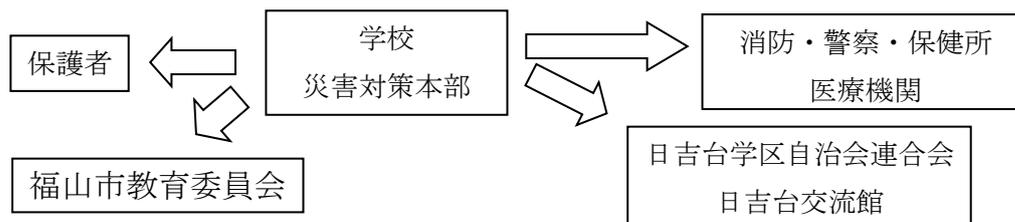
名 称	担 当	主な対応
総括本部 【統括管理者】 【副管理者】	【校長】 【教頭】	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害の情報収集・とりまとめ ・校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示 ・各班との連絡調整 ・教職員に対する教育及び訓練 ・緊急時持ち出し品の搬出・保管 ・避難経路の安全性を確認後、避難指示 ・負傷者の救出、不明者の捜索等の指示 ・教育委員会、消防、警察、自治会連合会との連絡調整 ・日吉台地区地域災害対策本部との連絡調整 ・記録日誌・報告書の作成 ・報道機関への対応 ・学校再開に向けた対応 ・〔学校事故発生時のみ〕教職員、児童への聞き取り、被害児童生徒の保護者など個別の窓口 など
安否確認・ 避難誘導班 【統括者】	【教務主任】 各担任 介助員 非常勤講師	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び教職員の安否確保 ・安全な避難経路での避難指示・誘導 ・負傷者の把握 ・下校指導及び学校待機児童生徒の掌握・記録 ・行方不明者の児童生徒、教職員の把握・報告 など
情報収集班 【統括者】	【専科】 養護教諭 事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波・大雨・台風等の予報・キキクル、市の避難情報、災害の前兆現象の把握等の情報収集 ・児童生徒対応教員の支援、被害状況等の聞き取り ・本部との連絡、報告 ・関係者及び関係機関との連絡 など
安全点検・消火 ・応急復旧班 【統括者】	【給食技術員】 各担任 非常勤講師	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・避難、救助活動等の支援（避難器具の設定、操作） ・施設・設備の被害状況の確認 ・校内建物の安全点検・管理（日常点検は全員） ・近隣の危険個所の巡視 ・二次被害の防止 など ・被害状況の把握 ・危険個所の確認・処理、立ち入り禁止措置・表示等 ・応急復旧に必要な機材の調達と管理 ・避難場所の安全確認 など
救護 ・救急医療班 【統括者】	【養護教諭】 健康づくり 推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、教職員の救出・救命 ・危険個所等の確認 ・負傷者の搬出 ・負傷者の負傷程度の確認・通報 ・医師等の確保、手当準備品の確保

		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の保護・応急手当 ・関係医療機関との連携 ・心のケア など
保護者連絡班 【統括者】	【生徒指導主事】 担任	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し場所の指定 ・保護者等の身元確認，児童生徒の引き渡し ・PTA との連絡調整 ・保護者会の開催 など
避難所協力班 【統括者】 ※本校に避難所が開設された場合のみ	【教頭】	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び日吉台地区地域自主防災組織と連携した避難所の運営支援 ・避難所での避難，救助活動等の支援 など

全ての教職員は，上記の役割分担に基づき，事故・災害の発生時に必要な対応をとることが出来るよう，研修・訓練を通じてその役割を習熟しておく。

また，不在・被災等により上記の役割分担を果たせない教職員が出た場合，事故・災害等の進展状況により各班の業務量に偏りが生じた場合などは，対策本部班の調整に基づき，上記の役割分担を変更することがある。このため，すべての教職員は，事前に定められた役割のみならず，他の役割についても概略を理解しておく。

＜ 連絡体制 ＞



＜ 保護者 ＞

※ 緊急連絡方法により，確実に連絡できるよう，平素から確認しておく（電話・メール配信など）

＜ 各施設 ＞

連絡先	電話番号
東部市民センター	940-2571
福山市役所総務課危機管理防災課	928-1228
福山市役所児童部ネウボラ推進課	928-1053
福山市教育委員会	928-1183（学びづくり課）
東消防署	941-3868
福山東警察署/春日交番	927-0110/943-6568
福山市民病院/おひさまこどもクリニック	941-5151/955-3220
福山市水道局総務課	928-1530
日吉台学区町内会連合会会長 坂本 始	090-3636-4105
日吉台交流館	943-4054
イナリ警備	925-2071

(3) 避難訓練（机上・図上訓練），通報訓練

＜児童生徒，職員対象＞（机上訓練含む）

- 大規模な火災災害避難訓練（近隣の樹木火災・高速道路上での火災）
- 火災訓練（通報・避難・消火）
- 地震避難訓練
- 土砂災害等避難訓練

＜職員対象＞

- 情報伝達訓練
- 資機材の確認訓練
- 図上演習

＜保護者，地域，職員対象＞

- 連絡網訓練
- 児童引き渡し訓練
- 地域との合同防災訓練

地域の防災訓練に PTA 役員は参加，保護者・児童は自由参加

(4) 安全教育・防災教育

＜児童対象＞

- 災害時における安全の確保及び防災対応能力育成のための防災上必要な安全教育
- 自他の生命尊重の精神，ボランティア精神を培うための教育の充実

＜職員対象＞

- 応急処置
- カウンセリング等の技術の向上
- 防災対応能力を高める内容

＜児童・職員・保護者対象＞

- 災害に関する専門的知識
 - ア．南海トラフ地震臨時情報（調査中），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - イ．南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ウ．地震及び津波に関する一般的な知識
 - エ．南海トラフ地震臨時情報（調査中），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - オ．各地域における避難対象地区，急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - カ．各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - キ．南海トラフ地震臨時情報（調査中），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合

に教職員等が果たすべき役割

- ク. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ケ. 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- コ. その他必要と認める事項

○ 南海トラフ巨大地震に関する知識

南海トラフ地震 臨時情報 (調査中)	南海トラフの想定震源及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード(以下「M」という)6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す。(気象庁から発表される)
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満またはプレート境界意外や想定震源域の海溝軸外側50Kmまでの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。
南海トラフ地震 臨時情報 (調査終了)	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)のいずれも満たさなかった場合、その旨を示す。

・「南海トラフ巨大地震臨時情報が発表されたら なにをすればいいの？」

地震発生から 最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
(最短) 2時間程度	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 
1週間(※)	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 	
2週間	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

(HP 内閣府防災情報 南海トラフ巨大地震臨時情報が発表されたら！

4 南海トラフ巨大地震臨時情報が発表されたら なにをすればいいの？ より)

災害対策に係る職員の教育及び訓練

	予定実施月	内容
職員	4月, 9月	(1) 学校防災マニュアル(避難確保計画)の内容確認 (2) 大雨予報等及び洪水・土砂災害時の避難に係る研修
自衛水防組織	4月	(3) 情報収集・伝達に係る訓練 (4) 避難誘導に係る訓練 (避難訓練・避難ルートの確認) (保護者への引き渡し訓練)

- ・ 防災教育や避難訓練実施の指揮は、避難訓練担当者が行う。
- ※ 児童への防災教育については、別紙様式「学校安全計画」のとおりとする。
- ※ 児童生徒・教職員の避難訓練については、別紙様式「年間避難訓練計画書」のとおりとし、実施後に「避難訓練実施報告書」を提出する。
- ※ 避難訓練実施後、実施内容や避難確保計画の見直しを行い、変更修正をした時は、遅滞なく福山市長(学びづくり課)に提出する。
 - ① 要配慮者利用施設避難確保計画作成(変更)報告書…2部
 - ② 避難確保計画(学校防災マニュアル含む)
 - ③ 避難確保計画チェックリスト

【資料】(学校に常備するもの)

- ① 児童生徒名簿
 - ② 緊急連絡網 児童・生徒・教職員
 - ③ 外部機関への緊急連絡網
 - ④ 対応別避難誘導方法一覧表 災害別・要支援児童等個別の避難計画
- (5) 全施設の管理又は運営に関する対策
- 工作物(遊具など)について、地震・津波・後発地震に備えて、安全確保上実施すべき措置(点検・修理依頼など)を行う。
工事实施中は原則として、中断の措置を講ずる。特別の必要により補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に特に配慮する。
 - 電気、ガス(高圧ガスを含む)、危険薬品、アルコール、石油その他の危険物について、災害発生時は使用を停止する。可能な範囲で安全な場所へ移動する。(必要な緊急点検、巡視の実施等を含む)
 - 地震後の施設の緊急点検・巡視を行う。
 - ・ 校舎等のひび・落下の危険性・避難経路の安全等を確保する。
 - ・ 時間的に可能な場合、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

(6) 主な情報及び収集方法

次の情報機器を、常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

収集する情報	情報	収集方法
	気象警報、津波情報	テレビ、ラジオ、
	洪水予報、水位到達情報、洪水キキクル	インターネット(情報提供機関のウェブサイト) 福山市ホームページ

防災 気象情報	土砂災害警戒情報、土砂キキクル	緊急速報メール ふくやま防災メール（事前登録制）
	避難準備・高齢者等避難開始避難勧告 避難指示（緊急）	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール ふくやま防災メール（事前登録制） サイレン、広報車、パトロール、消防団の声掛け
その他	施設周辺の浸水状況	施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう、施設内から実施）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	

※ 災害により電話・インターネット等の通信が途絶した場合、携帯電話などの通信機器やテレビ・ラジオ等の活用ができるよう多量の準備をしておく。

(7) 災害に備えての準備品

次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておく、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	ラジオ、携帯電話、携帯電話用バッテリー、タブレット、懐中電灯、電池 緊急連絡網（児童・生徒・教職員、外部）等
避難誘導	名簿（児童生徒、職員等）、マスターキー、情報収集及び伝達機能（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、誘導用ライト・ライフジャケット（ビブス）、対応別避難誘導方法一覧表（災害別・要支援児童等個別の避難計画）等

(8) 職員の参集

<職員の参集体制と安否確認>

① 地震

参集体制	参集職員	学区内震度	安否確認	児童生徒在宅時の確認		登下校時
				電話 ○	電話 ×	
第4次参集	全職員	6弱以上	○	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をたどって確認
第3次参集	校長・教頭 教務主任 保健主事 状況に合わせて招集する	震度5強 震度5弱				
第2次参集	管理職が参集し、状況に合わせて招集する	震度4 被害あり	×	行わない		行わない
第1次参集	待機	震度4				

※ 第4次参集は、全職員 管理職からの要請を待たずに学校に参集。

福山市 第1次非常配備（警戒体制） 第2次非常配備（厳重警戒体制）
第3次非常配備（災害対策本部設置） 第4次非常配備（避難所開設）

② 風水害

参集体制	参集職員	参集基準：警戒レベル
第2次参集	緊急時参集職員	レベル4以上 校区内の地域に「高齢者等避難」「避難指示」等発令
第1次参集	待機	レベル3相当 大雨警報，洪水警報

②

③ その他の事故・災害

状況に応じて，第1～4次参集のいずれの体制をとるかを校長が判断。

※ 安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については，原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし，自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

※ 食料，防災用品は，学校が緊急避難場所として行政開設された場合，福山市の担当職員が，災害・事故対策本部に連絡し，配給される

※ 地震の場合，泉学区自治会連合会の災害対策本部に連絡し，食料，防災用品等の支給を求める。

(9) 土砂災害を想定した避難訓練

○土砂災害時の防災体制

警戒レベル	体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
レベル4	非常体制 (逃げ遅れ対応/直ちに避難)	<ul style="list-style-type: none"> 土砂キキクル（紫：危険） 土砂災害警戒情報が発表 大雨特別警報（土砂災害）発表 避難勧告又は避難指示（緊急）発令 危険の前兆を確認 避難がかえって危険と判断の場合，より安全な場所に移動する安全確保措置をとる 	<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた場合の緊急避難対応（垂直避難など，より安全な場所へ移動） 	避難誘導班
			<ul style="list-style-type: none"> 市町村等へ避難終了の連絡 	情報連絡班
レベル3	警戒体制 (準備する) (避難する)	<ul style="list-style-type: none"> 土砂キキクル（赤：警戒） 大雨警報（土砂災害）発表 高齢者等避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の情報収集 学校周辺の情報収集 市町村等へ避難開始の連絡 	情報連絡班
			<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒等の避難誘導 	避難誘導班
レベル2	注意体制 (避難準備の開始)	<ul style="list-style-type: none"> 地震後の土砂災害に注意 土砂キキクル（黄：注意） 大雨または洪水注意報発表 施設周辺の浸水状況，斜面の変化等 実況または予報で大雨警報の基準に到達 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の情報収集，関係職員招集 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 	情報連絡班
			<ul style="list-style-type: none"> 使用する資器材準備 車椅子の使用など，援助の必要な児童生徒については，より安全な場所に避難誘導 	避難誘導班

※ 市町村の避難指示の発令が間に合わない場合もあるため、大雨や雨量の状況、地震の強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、土砂災害の前兆を感じた場合、警報や避難指示を待たずに、速やかに避難する。

○ 土砂災害時の避難誘導

避難誘導方法

<校内>

- ・ 避難誘導班を中心にして、全教職員で行う。
- ・ 避難場所（北校舎3・4階・南校舎3階）避難経路の安全確認を行う。

<校内の避難ルート> ※ 別紙

「避難完了まで3分」

<校外の避難ルート> ※校外の方が危険なため、設定しない

(10) 大規模火災時の避難誘導（近隣の樹木火災・高速道路上での火災）

① 避難場所

- ・ 校舎内の教室等を避難場所とする。
- ・ 校内では延焼や煙による健康被害の危険性のある場合、校外に避難する。

② 避難誘導方法

<校内>

- ・ 避難誘導班を中心にして、全教職員で行う。
- ・ 避難場所・避難経路の安全確認を行う。

<校内の避難ルート> ※ 別紙

「避難完了まで3分」

3 - 5 - 2 安否確認の方法・児童引き渡しマニュアル

1 安否確認の方法

(1) 管理内

- ① トイレ，教室，体育館等に児童生徒が残っていないかを確定する。
- ② 出席簿，緊急時児童引き渡し票等を持って避難場所に移動する。
- ③ 避難場所で児童生徒の人数を確認する。

(2) 管理外

安否確認の内容

- ・児童生徒及び家族の安否，けがの有無の確認
- ・被災状況（児童生徒の様子，困っていることや不足している物資）の確認
- ・居場所（避難先）の確認
- ・今後の連絡先，連絡方法の確認

2 引き渡し計画

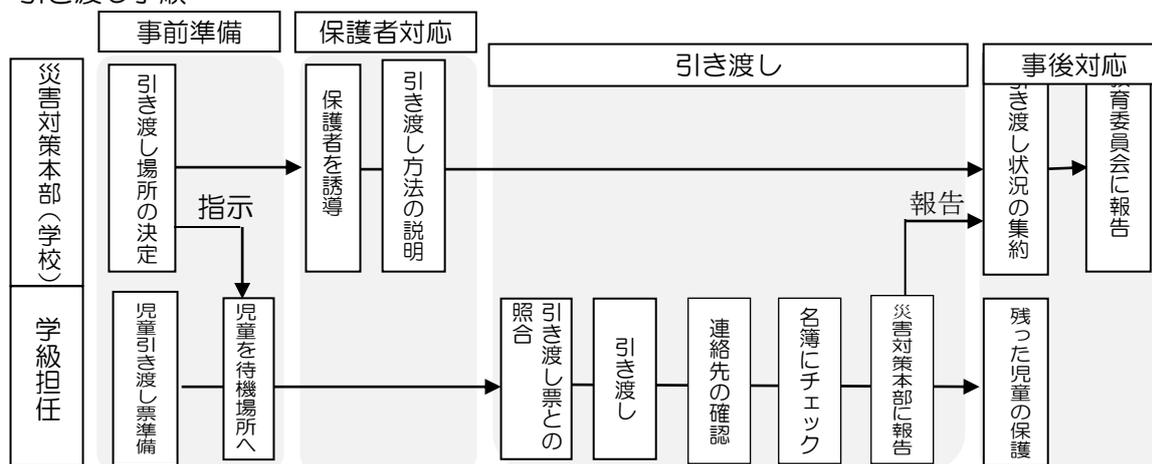
(1) 引き渡しの判断

校区の震度	対 応
震度5(弱)以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。 時間がかかっても，保護者が引き取りに来るまで学校で保護しておく。
震度4以下	原則として集団下校させる。 交通機関に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合，事前に保護者から届けがある場合は，学校で待機させ保護者の引き取りを待つ。

(2) 学校待機での配慮

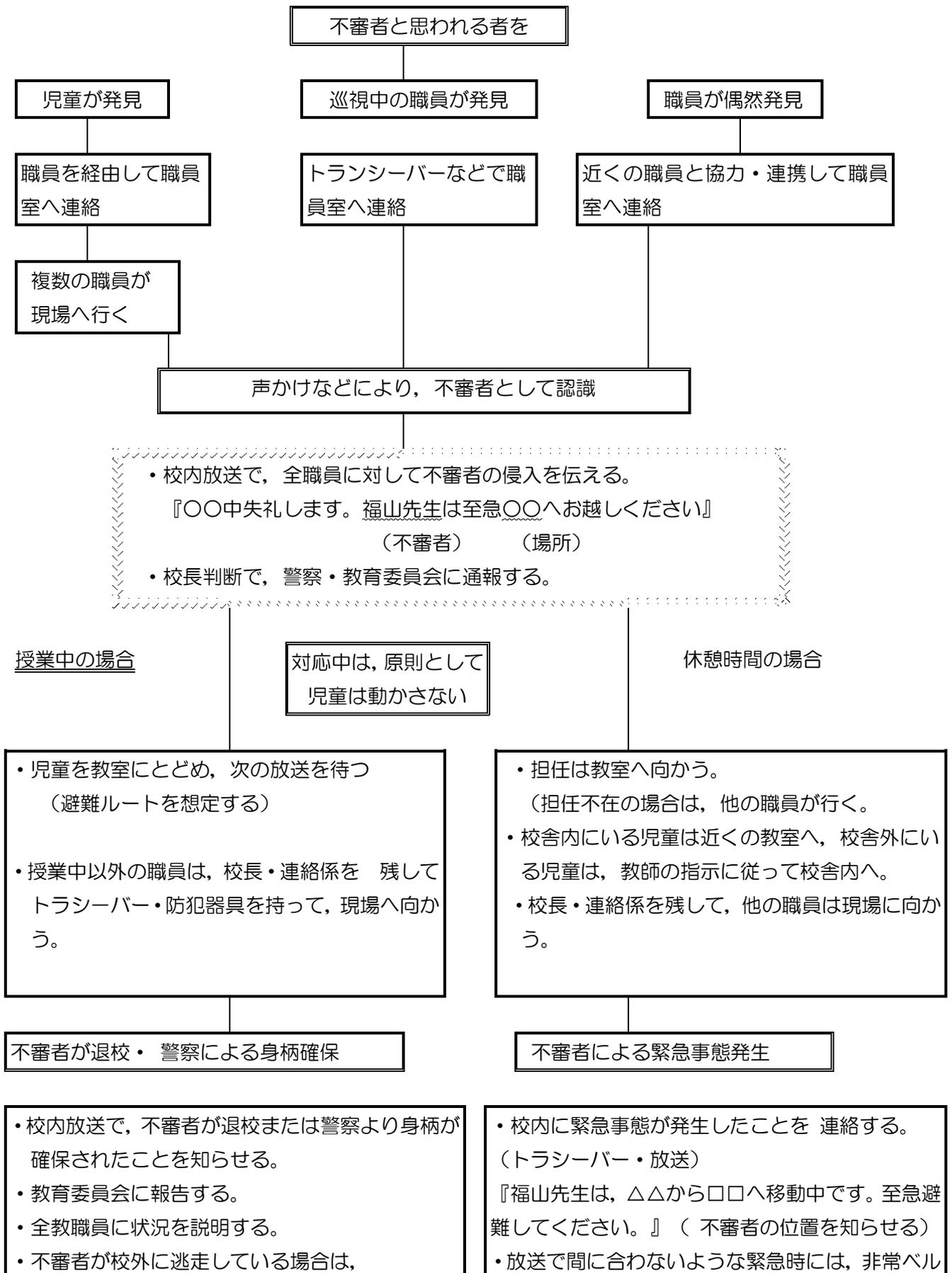
- ・待機が長時間に及びことを考慮し，不安を取り除く，地域の方々と連携して，安全確保を行う。

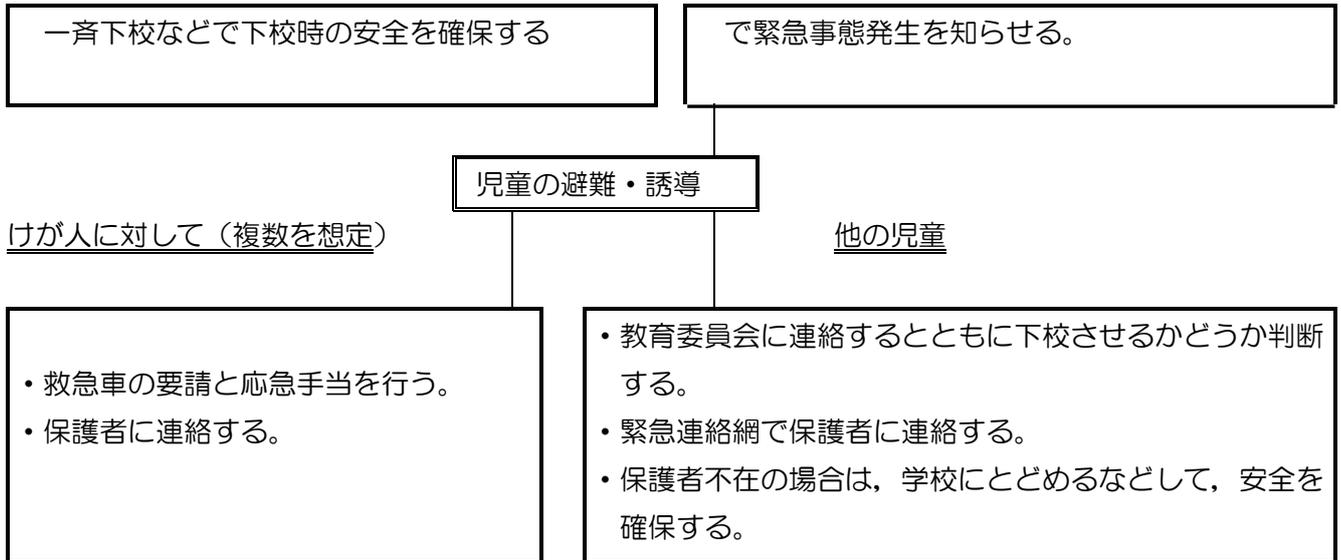
(3) 引き渡し手順



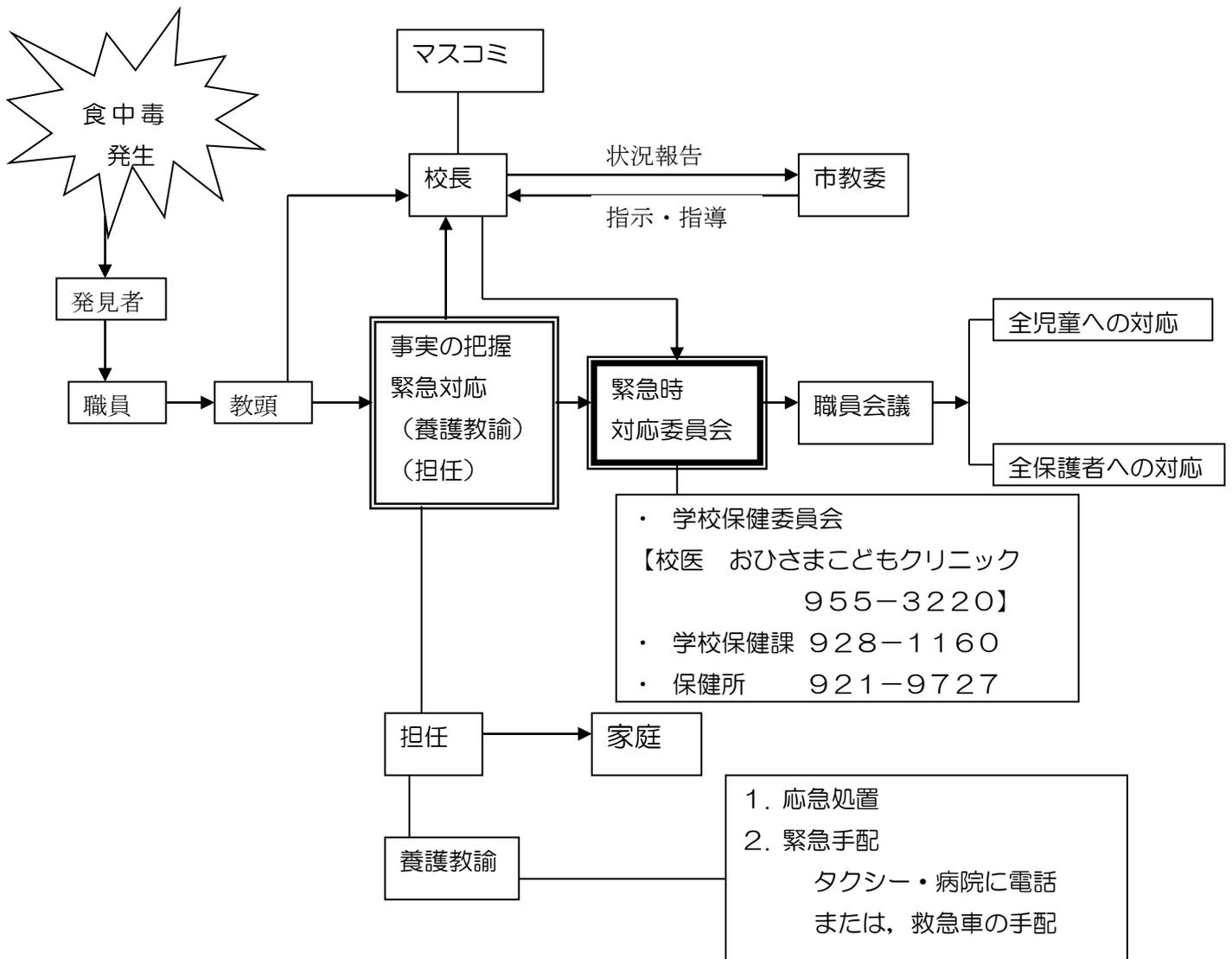
- ・引き渡し場所は，原則，地震の場合は運動場や体育館が避難場所になるので運動場や体育館で，大雨の場合は教室とする。
- ・引き渡しは，下の学年の児童から行う。
- ・児童の安全のため，自動車等は校舎敷地内原則進入禁止とする。

3-5 日常の教育活動における不審者への対応



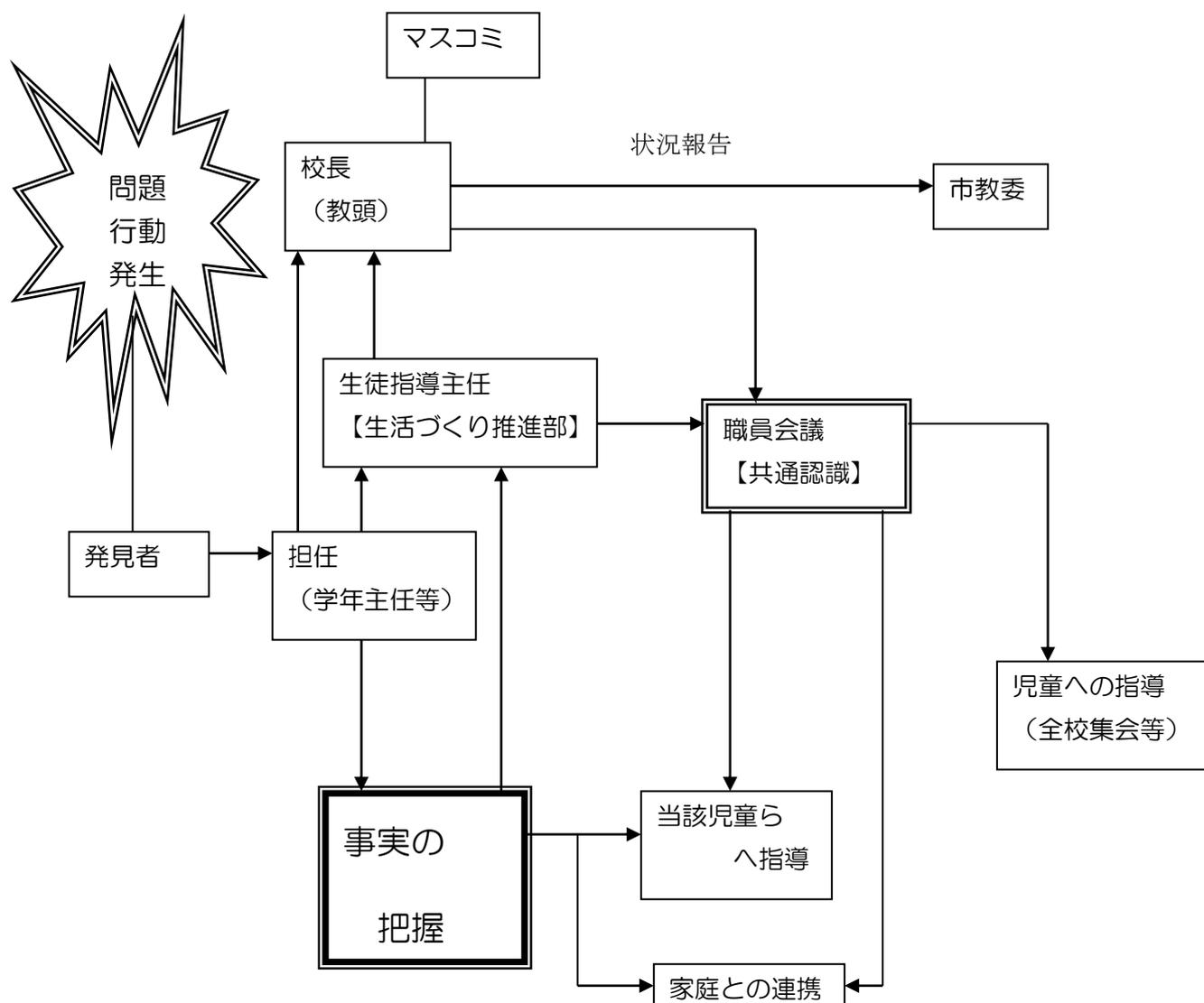


3-6 食中毒等発生時の対応マニュアル



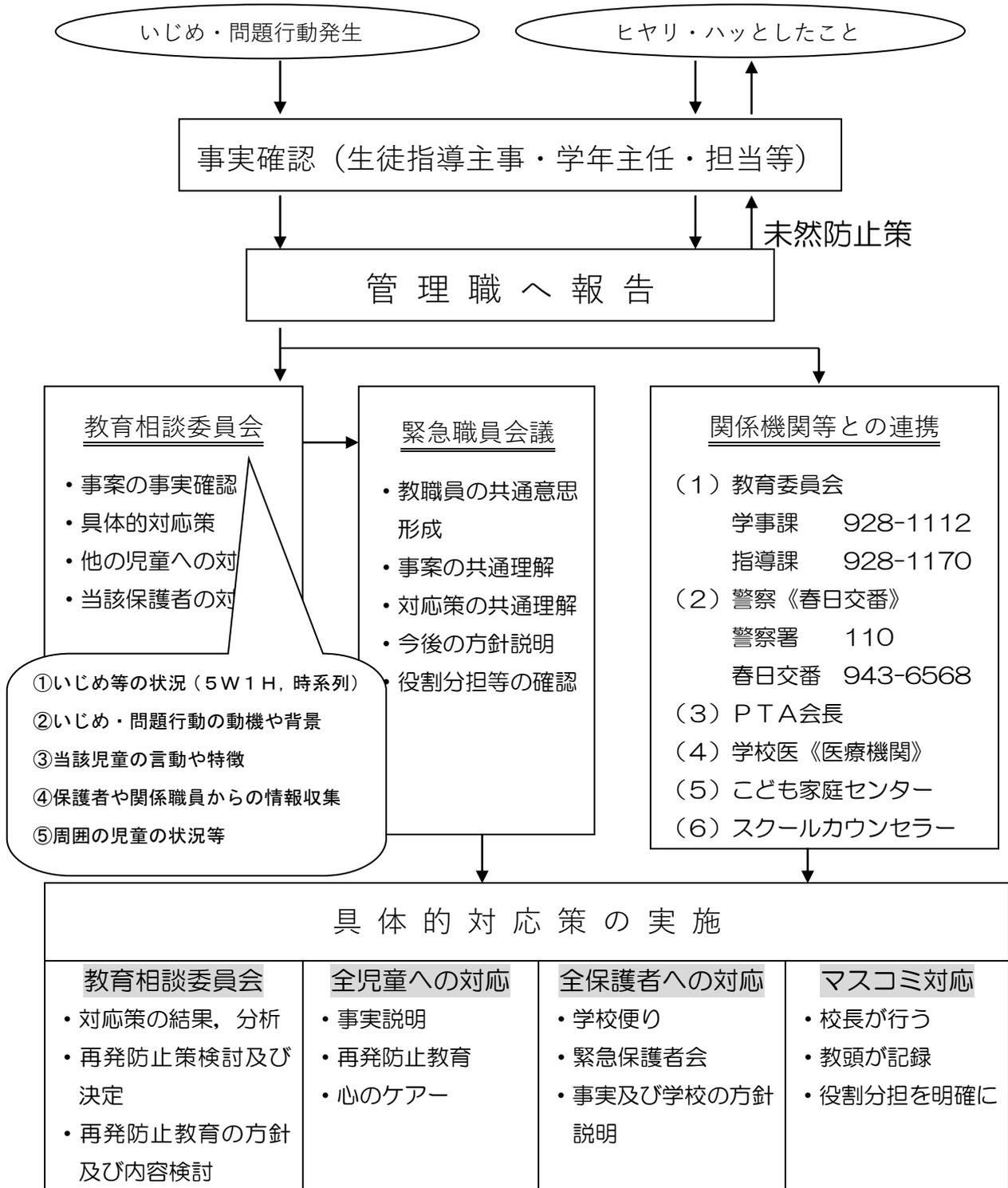
1. 児童の様子から【健康観察などで】
 - * 異常が感じられた場合、担任は、ただちに養護教諭・教頭に連絡をする。教頭は校長に報告。
 - * もどす児童が多い。
 - * 腹痛を訴える児童が多い。
2. 症状の重い児童については、病院搬送を行う。
病院へは養護教諭が付き添う。
途中、学校（教頭）への連絡を適宜入れ、経過報告・状態報告を行う。
3. 教頭は、学級担任に児童の詳細な健康観察を指示、その結果について校長に報告する。
4. 校長は、事実確認後、市教委へ状況の報告を行い、指示・指導を仰ぐ。
5. 校医・保健所の指導をうけて、緊急時対応委員会で今後の対応について協議、職員会議を経て、全職員共通認識のもと、児童対応・保護者対応にあたる。

3-7 問題行動等発生時の対応マニュアル



- 1 問題行動等を発見，または連絡を受けたものは，すぐ現場へ行き，問題行動を阻止する。
- 2 担任は，学年主任・生徒指導主任等に相談しながら慎重に事実確認を行う。
必要に応じて、他の教職員が事実の確認を行う。
児童の発言はメモをとっておく。
- 3 必要に応じて担任は，家庭訪問を行う。その結果は，教頭・校長に報告する。
- 4 職員会終了後、指導の経過や対応策などについて，必ず家庭へ連絡する。
- 5 問題行動が明らかになった時点より，解決に至るまでの詳細な記録をとる。
記録用紙に記入，『生徒指導記録』に綴る。

3-8 いじめ・問題行動への対応マニュアル

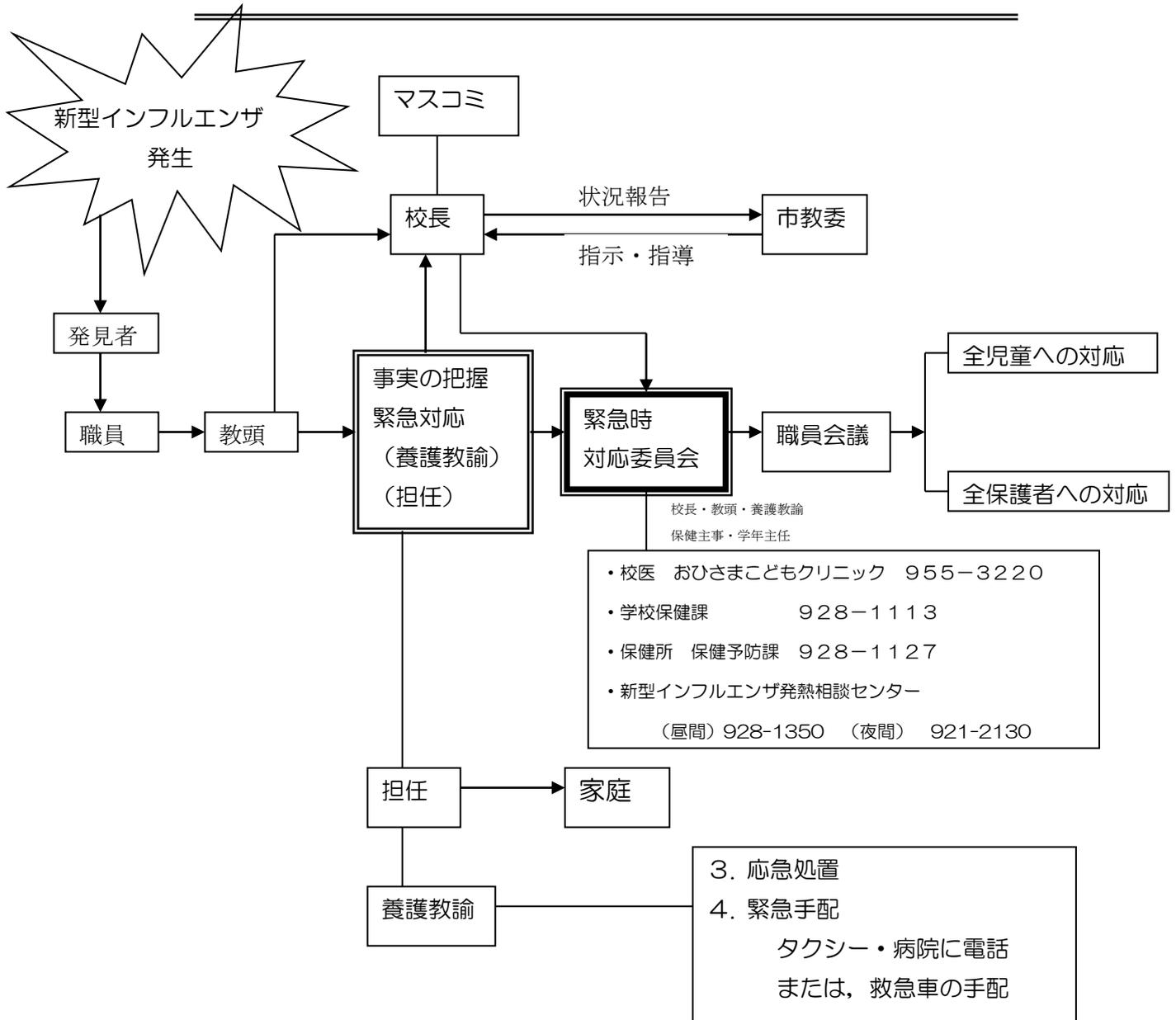


※基本的な考え方

- ①当該児童に対する観察の強化
 - ・早期発見, 早期対応
 - ・いじめられている児童の立場に立って指導・支援
- ②いじめられている児童の保護者への説明と協力依頼
- ③いじめられている児童, いじめている児童, 周囲の児童に対しての指導・支援

※事故報告書・・・発生から経過, 取り組み, 関係機関との連携経過などを記録しておく。(教頭)

3-9 インフルエンザ発生時の対応マニュアル



6. 児童の様子から【健康観察などで】

*異常が感じられた場合、担任は、ただちに養護教諭・教頭に連絡をする。教頭は校長に報告。

*急な発熱・咳が出る等。

7. 症状の重い児童については、保護者に連絡をした後、病院搬送を行う。

病院へは養護教諭が付き添う。

途中、学校（教頭）への連絡を適宜入れ、経過報告・状態報告を行う。

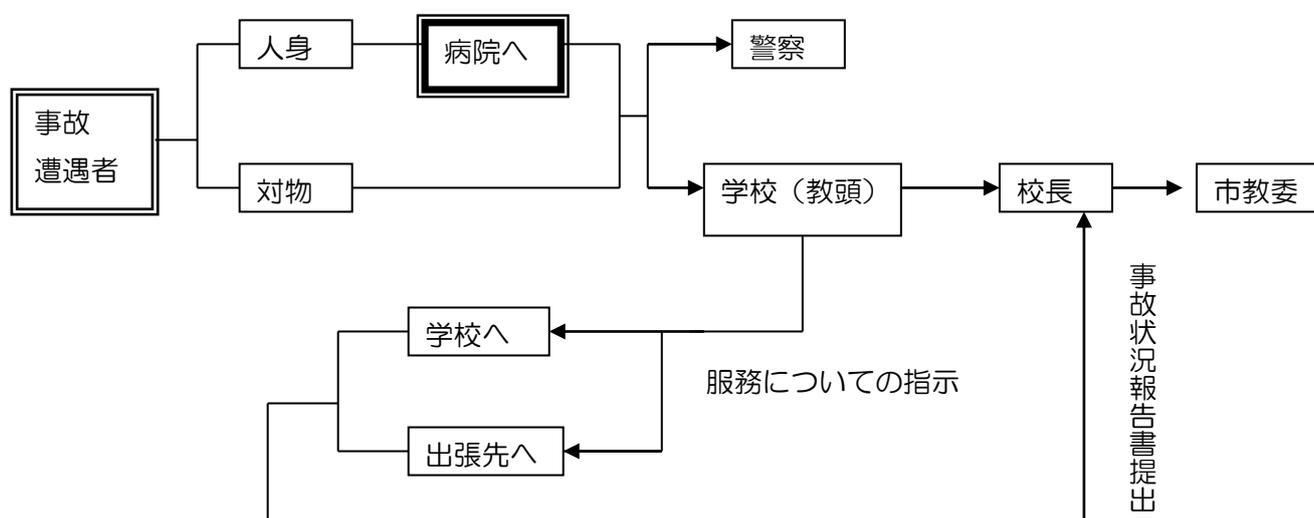
8. 教頭は、学級担任に児童の詳細な健康観察を指示（全員の体温測定）、その結果について校長に報告する。

9. 校長は、事実確認後、市教委へ状況の報告を行い、指示・指導を仰ぐ。

10. 校医・教育委員会の指導をうけて、緊急時対応委員会で今後の対応について協議、職員会議で指示し、全職員共通認識のもと、児童対応・保護者対応にあたる。

4 教職員の事故遭遇時の対応マニュアル

○通勤途上・出張などの時



- 1 人身事故に遭遇したとき、まず人命第一に考えて、病院へ運ぶ手立てをとる。
- 2 警察に通報した後、学校（教頭）に事故状況を連絡し、サービスなどについての指示を受ける。
- 3 事故処理のために出勤時刻までに学校に来られない場合や出張先の決められた時刻に間に合わない場合には、その旨を学校（教頭）に電話連絡する。
教頭は校長に報告し、出張予定先へ連絡を入れる。
- 4 事故処理が終了したら、ただちに学校に来て、校長に事故状況を報告する。
その後、事故状況報告書を作成し、校長に提出する。
- 5 事故処理が終了して、出張に支障がない場合には、再度教頭に連絡し、出張の旨を伝える。
この場合には、翌日に校長に事故状況を報告する。

○休日・時間外などの時

- 1 人命を第一に考えた手立てを行う。・・・誠意ある態度で
- 2 できるだけ早く、校長（連絡の取れない場合は教頭）に事故状況について電話連絡を行う。（翌日に持ち越さない）
- 3 翌日事故状況報告書を作成し、校長に提出する。

